

# みんなの ひろば



お便りお待ちしております！

地域やサークルの行事、お気に入りの写真や子どもの写真などを郵送してください。

写真には、タイトル、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、電話番号、自治会名を書き添えてください。

送り先 〒437-8666 袋井市役所  
秘書広報課広報広聴係

● 仲良し！

写真左から穴南利佳ちゃん(1歳)、丸山仁茂ちゃん(1歳) 柗直弥



● “急登・やせ尾根” 歩きました  
登山入門教室で、越前岳に登りました。  
袋井山の会 木村正志さん(下貫名)



● 高尾跨線道橋での思い出  
戦争中、小学生だった私は、橋の近くの方に命を救われたことがあります。この橋を見るたびに当時のことを思い出し、平和が長く続くことを心より願っています。 竹内安子さん(旭町)



お正月の文化を通して国際交流

1月11日、浅羽南公民館で浅羽南地区に住む外国人との交流会が行われました。  
交流会には約80人が参加し、日本の正月文化を知ってもらおうと、福笑いや輪投げ、たこ揚げなど日本の正月を実施。また、それぞれの母国料理が振る舞われたり、もちつきが行われたりして、お互いの交流を深めました。



新病院の開院へ向けて

1月8日、掛川市役所で、「掛川市・袋井市新病院建設協定書調印式」が行われました。新病院の基本構想を盛り込んだ協定書に原田英之袋井市長と戸塚進也掛川市長が調印。佐古伊康新病院建設協議会会長と両市議会議長の立ち会いのもと、掛川市下俣・長谷地内を最適地、掛川市高御所・領家地内を適地とし、500床程度の新病院を建設し、平成24年度末までの開院を目指します。

シティフラッシュ  
City Flash

## 「ふくろいの風景づくり計画(素案)」への

## 意見募集の結果概要をお知らせします

② 都市計画課計画係 ☎ 44-3122

市では、良好な景観を形成するため、「ふくろいの風景づくり計画」の策定を進めています。

この素案について、平成20年10月15日～11月14日の期間にパブリックコメントを実施し、皆さんから意見を募集しました。寄せられた主な意見の概要と市の考えについてお知らせします。

### 意見募集の結果状況

意見提出件数 4件

意見分類 ▼質問…3項目

▼提案・要望…23項目

意見内容 ▼市景観形成ガイド

プランについて…13項目

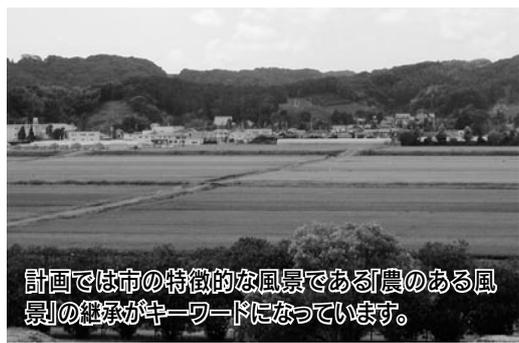
▼景観形成の規制・誘導について…6項目

▼景観形成の事業などについて…2項目

▼その他…5項目

市ならではの特徴がよく分からない

**意見概要** 計画が市の特徴または、インパクトのある内容になっておらず、理念、目



計画では市の特徴的な風景である農のある風景の継承がキーワードになっています。

標、政策など、計画すべてを讀まないとはよく分からない。

**市の考え** 市の特徴的な景観は、田園や丘陵地の景観、河川などの水辺の景観と一体となった広がりのある緑豊かな景観です。

この景観を継承していくための目的や手段が分かるように、計画の基本理念や基本目標の中に「農のある風景」という言葉を明示し、計画全体の考え方が分かるようにしていきます。

「高さ制限」の適用除外地区は適切か

**意見概要** 「高さ制限」の適用除外地区は、工業専用地域や商業地域、JR袋井駅周辺地区や袋井北四町地区、国本地区の開発予定地区となっているが、駅周辺地区の適用除外範囲が広すぎると思うので、適用除外にしないでいいのではないか。

また、駅南地区や国本地区は、その開発計画が具体的にない段階で適用除外にすればよいのではないか。

低層住宅地が集まる袋井北四町地区や駅周辺地区では、高さ制限の適用除外により中高層建築物が建築されれば、地域住民と事業者との間でトラブルが起る可能性もあると感じる。

**市の考え** 「高さ制限」は市の特徴となる「農のある風景」を形成していくため、市内全域を広がりとした統一感のある街

並み景観となるよう、20mとしていきたいと考えています。

しかし、JR袋井駅周辺地区の市街地部分の適用除外地区については、都市計画マスタープランで、中心核の都市地域として定めた区域としてあります。JR袋井駅北側地区は、すでに市の中心市街地であり、駅南地区や国本地区については、JR袋井駅北側区域と一体的に中心市街地を形成するよう整備を検討しているため、「高さ制限」の適用除外地区に設定し、具体的な規制・誘導は、地区計画などにより対応していきたいと考えています。

袋井北四町地区については、土地利用の状況などを考慮し、20mの「高さ制限」をしていきます。



「高さ制限」の適用除外区域となるJR袋井駅周辺区域

景観形成に対する住民提案の記載を

**意見概要** 景観法では、景観形成に対する住民提案が規定されているが、市の計画には、その内容が記載されていないので、記載をしていくべきではないか。

**市の考え** 景観法では、土地所有者やNPO団体などが一定の区域内の3分の2以上の同意を集めることにより、景観計画の素案を市に提出できるように定めています。

景観形成に対する住民提案は、法律により規定された手続きですので、計画の中に記載していません。

◇そのほかの意見や市の考えなど意見募集の結果詳細については、ホームページ（<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>）をご覧ください。